

[事案 29-321] 損害賠償等請求

・平成 30 年 10 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

災害死亡保険金の遅延損害金と慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者の死亡により死亡保険金を平成 11 年に請求し支払われたが、災害死亡保険金を平成 27 年に請求したところ、災害死亡保険金も支払われた。しかし、以下の理由により、災害死亡保険金に対する平成 11 年からの遅延損害金と慰謝料を支払ってほしい。

(1)自ら災害死亡保険金を請求しなければ、未だに支払われていないものであり、保険会社は、平成 11 年に被保険者が死亡した際に、同保険金の請求ができることを受取人である自分に伝えずに放置した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)平成 11 年の請求時には、災害死亡保険金の支払要件に該当することを証明する書類は提出されていないため、被保険者の死亡が「不慮の事故」によるものとは知り得ず、同保険金の支払義務は生じていない。

(2)災害死亡保険金の支払要件の除外理由に該当する可能性があり、また、保険金請求権について時効の援用も可能ではあったが、諸事情を考慮し、災害死亡保険金を支払う判断をした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、平成 11 年に保険会社が災害死亡保険金の支払義務を負っていたとは認められず、また申立人に対して同保険金の請求案内義務を放置したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。